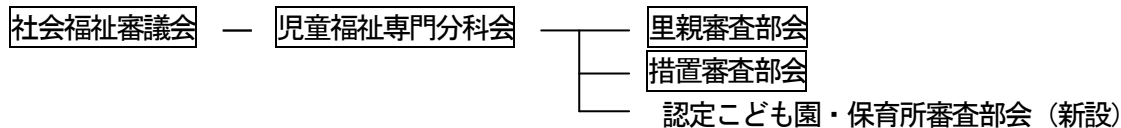


## 認定こども園・保育所審査部会の追加について (運営規程の一部改正)

### 1 趣旨

平成 27 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼保連携型認定こども園・保育所の設置認可等に係る意見聴取を行うため、社会福祉審議会児童福祉専門分科会の下に、新たに審査部会を設置するもの



### 2 審査部会の概要

#### (1) 所掌事務

- ア 幼保連携型認定こども園の設置等の認可等に関する事項の調査審議
- イ 保育所の設置の認可に関する事項の調査審議

#### (2) 委員構成

- ・委員数は 5 名とする（児童福祉専門分科会委員 3 名、臨時委員 2 名）
- ・任期は、原則として 2 年

#### (3) 調査審議事項

- ア 幼保連携型認定こども園（認定こども園法）
  - ・幼保連携型認定こども園の設置、廃止等の認可に係る意見聴取（法 17 条 3 項）
  - ・事業の停止又は施設の閉鎖を命じようとするときの意見聴取（法 21 条 2 項）
  - ・設置者が法令の規定等に違反したときの認可の取消しに係る意見聴取（法 22 条 2 項）
- イ 保育所（児童福祉法）
  - ・保育所の設置の認可をしようとするときの意見聴取（法 35 条 6 項）

### 【見直し後の審議会の構成】

区 分		根拠法規	所 掌 事 務
全 体		法（必置）	社会福祉事業の全分野に関する調査審議
専 門 分 科 会	身体障害者福祉	法（必置）	身体障害者福祉に関する事項の調査審議
	審査部会	令（必置）	身体障害者手帳の等級（障害程度）に関する審査等の調査審議
	福祉基本計画	法（任意）	福祉に関する基本となる計画の策定及び進行管理を調査審議
	高齢者福祉	法（任意）	富山県介護保険事業支援計画及び富山県高齢者福祉計画の策定及び進行管理を調査審議
	児童福祉	法（必置）	児童福祉に関する事項の調査審議
	里親審査部会	児令（必置）	里親又は保護受託者の認定等の調査審議
	措置審査部会	児法（必置）	児童相談所が行う措置等の調査審議
認定こども園・ 保育所審査部会		認定こども園 法・児法 （必置）	幼保連携型認定こども園の設置等の認可等に関する調査審議 保育所の設置の認可に関する調査審議
民生委員審査		法（必置）	民生委員の適否に関する調査審議

富山県社会福祉審議会運営規程新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、富山県社会福祉審議会条例（平成12年富山県条例第4号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、富山県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 略</p> <p>(部会の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 児童福祉専門分科会に次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に掲げる事項について調査審議するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(部会の会議)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第6条～第8条 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 この規程は、富山県社会福祉審議会条例（平成12年富山県条例第4号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、富山県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 略</p> <p>(部会の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 児童福祉専門分科会に次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に掲げる事項について調査審議するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>認定こども園・保育所審査部会 次に掲げる事項</u></p> <p>ア <u>幼保連携型認定こども園の設置等の認可等に関する事項</u></p> <p>イ <u>保育所の設置の認可に関する事項</u></p> <p>(部会の会議)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>前条第2項第3号の事項について意見を求められたときは、同号に規定する認定こども園・保育所審査部会の決議をもって審議会の議決とする。</u></p> <p>第6条～第8条 略</p>	<p>条例の規定整備に伴うもの</p> <p>認定こども園・保育所審査部会を設置するもの</p> <p>認定こども園・保育所審査部会の決議について定めるもの</p>

## 富山県社会福祉審議会運営規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、富山県社会福祉審議会条例（平成12年富山県条例第4号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、富山県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （専門分科会の設置）

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第43号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 法第11条第2項の規定に基づき、介護保険法第118条に規定する都道府県介護保険事業支援計画および老人福祉法第20条の9に規定する都道府県老人福祉計画について調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を、富山県民福祉条例（平成8年富山県条例第37号）第11条第1項に規定する基本計画について調査審議するため、福祉基本計画専門分科会を置く。

3 法第12条第2項の規定により児童福祉専門分科会を置く。

### （専門分科会の会議）

第3条 専門分科会は、専門分科会長が招集する。

2 専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 専門分科会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

4 審議会において別段の定めをした場合のほかは、高齢者福祉専門分科会、福祉基本計画専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会の決議をもって審議会の決議とする。

### （部会の設置）

第4条 身体障害者専門分科会に審査部会を置き、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 身体障害者の障害程度の審査

(2) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（更生医療に限る）の指定又は指定の取消

2 児童福祉専門分科会に次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 里親審査部会 里親の認定及びその取消に関する事項
- (2) 児童福祉措置審査部会 次に掲げる事項
  - ア 児童相談所が行う入所措置等に関する事項
  - イ 児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析に関する事項
  - ウ 被措置児童等虐待に関する事項
  - エ 一時保護の継続に関する事項
  - オ 里親等委託中又は施設入所中の児童等に関する監護に関する事項
- (3) 認定こども園・保育所審査部会 次に掲げる事項
  - ア 幼保連携型認定こども園の設置等の認可等に関する事項
  - イ 保育所の設置の認可に関する事項

(部会の会議)

第5条 部会の会議については、第3条の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「専門分科会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

- 2 前条第1項の事項について意見を求められたときは、同項に規定する審査部会の決議をもって審議会の決議とする。
- 3 前条第2項第1号の事項について意見を求められたときは、同号に規定する里親審査部会の決議をもって審議会の議決とする。
- 4 前条第2項第2号の事項について意見を求められたときは、同号に規定する児童福祉措置審査部会の決議をもって審議会の議決とする。
- 5 前条第2項第3号の事項について意見を求められたときは、同号に規定する認定こども園・保育所審査部会の決議をもって審議会の議決とする。

(委員長等が欠けた場合の互選)

第6条 委員長又は副委員長が欠けた場合には次の審議会において委員の、各専門分科会長又は副会長が欠けた場合には次の各専門分科会においてその専門分科会に属する委員及び臨時委員の、各部会長又は部会副会長が欠けた場合には次の各部会においてその部会に属する委員又は臨時委員の、それぞれの互選によってそれぞれを定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、富山県厚生部厚生企画課において処理する。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成13年1月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年12月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 月 日から施行する。